

医事関係訴訟委員会における、訴訟代理人に対するアンケートの結果について
(最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局)

※平成16年7月1日から平成17年12月末日までに提出された64通を対象とする。

・「申請側」、「相手側」及び「双方申請」とは、それぞれ、当該鑑定を申請した側の意見、申請した相手側の意見及び双方が申請した事案での意見であることを意味する。

・各意見等の後の括弧書き中の数は、当該意見等を含めた同旨の意見等の数である。

1 本件訴訟において、あなたは、どの当事者の代理人ですか。

ア 原告代理人 (36) イ 被告代理人 (28) ウ その他 (0)

2 本件訴訟における鑑定申請について、該当するものにチェックしてください。

ア 鑑定を申請した当事者の代理人である。 (25)

イ 相手方が鑑定を申請した。 (23)

ウ 双方が鑑定を申請した。 (16)

3 本件訴訟において、鑑定人から提出された鑑定書について、何かお気づきの点があれば、記載してください。

・裁判所で採用していただいた鑑定人の推薦により、さらに、同じ専門の先生4人が選任され、各人が問題事項毎に意見を提出した上、それを集計して鑑定書が出来上がったものであり、極めて素晴らしい鑑定書であったと感心している。裁判所からその鑑定書に基づいて和解勧告があり、無事和解が成立し、当事者も感謝している。(原告・申請側)

・本鑑定は再鑑定の事案だったが、可能な限り鑑定人の主観を排して客観的資料に基づいて鑑定書が作成されており、双方にとって納得のいく内容であったと思われる。当初の鑑定は、一方に片寄った推測が多かった。(被告・申請側)

・鑑定の結論は、申請人の主張を否定する内容であったが、十分に当事者を納得させるもので、訴えの取下げに等しい和解で終了した。(原告・申請側)

・鑑定人が後日証拠を取り寄せて結論を出したことは異例であり、立派であった。結論には不服なところもあったが、全体として良くできており、分かりやすかった。また、鑑定人質問にも気軽に応じてくれ、誠実に説明してくれた。(被告・申請側)

・結論が明確で、理由もしっかりしていた。(被告・申請側) (2)

・鑑定事項について、各項目毎に丁寧に鑑定説明がなされ、医見的所見が十分に尽くされているものであった。(被告・申請側) (3)

・適切な量の鑑定書であったと考える。長文過ぎる鑑定書は裁判を長期化させると考える。(被告・双方申請)

・公平で、かつ、詳細な記述がなされており、大変説得的なものだった。そのため、鑑定書を踏まえて直ちに解決となった。(被告・相手側)

- ・詳細に検討されていたことに驚いた。(原告・申請側)
- ・比較的公平だと感じられた。(原告・相手側)
- ・詳細に論述されており、特段の問題点はなかった。(原告・相手側)
- ・鑑定書については特に問題はないが、鑑定書の提出までに日数を要した。(被告・双方申請)
(2)
- ・概ね妥当だが、一部にあまりに形式的な判断があった。(被告・双方申請)
- ・知識・経験ともに十分な鑑定人であり、鑑定書も多くの資料・参考文献を付した説得力のあるものだった。ただし、医療機関に厳しい判断は鑑定書には記載しにくいように思われた。(原告・相手側)
- ・簡単に過ぎ、文面からは趣旨が不明なところもあった。(原告・申請側) (4)
- ・文献の紹介、引用が多く、鑑定人独自の意見、判断が少ないように思料された。(原告・双方申請)
- ・結論があいまいな部分が、鑑定後新たな争点となってしまった。(原告・申請側)
- ・鑑定人が鑑定事項とされていない事柄についての見解を記載していた。(原告・相手側)
(4)
- ・医学的な鑑定事項について答えることを超えて、法律上の見解を結論として述べていた。具体的に言えば、本件における主要な鑑定事項について「不注意であった」と鑑定しながら「主治医の責任は問えない」との法的結論を付記していた。(原告・相手側)
- ・理由が不十分なため、独断的な印象を受けた。(原告・相手側) (2)
- ・①争いになっている前提事実を鑑定人が独自に認定をし、その上に立って鑑定をしている。②本件には私的鑑定が先行していたが(原被告双方がそれぞれ)鑑定書には同私的鑑定の内容に対する言及がなく、ある部分では理由不備のまま三者三様の鑑定結果となった。(原告・双方申請)
- ・鑑定人質問が行われたところ、原告代理人の質問に対し、質問事項を離れた陳述に及び、結果として鑑定事項を超えた争点が浮上してしまった。(被告・双方申請)
- ・複数鑑定(鑑定人2人)のケースで、各鑑定人が各自の立場で意見を述べていた。詳細については鑑定人の意見は異なっていたが、考え方の方向性は同じであった。このことから、鑑定については複数鑑定の方が良いのではないか。(被告・申請側)
- ・①鑑定人の経歴、研究実績、論文などを記載していただきたかった。②本件では、鑑定人自身が原告を診察したが、その経過を記載していただきたかった(諸検査の結果は記載されている)。(原告・申請側)

・公平な鑑定であったと思われるが、医師側の過失に関する重要なポイントに関する意見について、表現を工夫してもらいたかった。この辺りは、裁判所側で、表現方法やその記載が持つ法的意義等について対応してもらいたかった。（原告・相手側）

・本件鑑定は「現時点で鑑定人ならどのように診断するか」という観点からの鑑定しか行いようがなく、鑑定書の内容もそうした観点から記載されているように考えられる。本件鑑定人は病理診断の専門家であり、本件病理診断の詳細な医学的分析に関しては、本件鑑定書は非常に価値の高い証拠として取り扱われたものと考えられる。しかし、当時の一般的な医療水準とイコールでないため、臨床現場の実態として臨床医が十分に納得できる内容とは言えないものになってしまったと考えられる。将来的にはこうした矛盾を解決する何らかの仕組みを確保する必要があるのではないかと考える。（被告・申請側）

・地裁段階と高裁段階（本件）で、2つの点をポイントに二度の鑑定がなされたが、1点については両鑑定とも妥当な結論だったと考えるが、もう1点については、地裁段階での鑑定は被告寄りと批判されても仕方のない内容だったと考える。（原告・双方申請）

・鑑定書が手書きで内容も根拠も乏しい、本来とは別の日の検査値を前提にしている、間違った病名を前提にしているなど、鑑定人としての適格性に疑問を持った。（被告・申請側）（3）

4 以上の他、本件の鑑定手続に関してお気づきの点、鑑定人に対する御意見、医事関係訴訟委員会に対する御意見等があれば、記載してください。

○本件の鑑定手続について

・当初大学ルートで鑑定人を探していたが見付からず、その後学会ルートでようやく見付かった。その間1年間近く、鑑定人選びに時間を費やしたと記憶している。（被告・相手側）

・選定までの時間がかかりかかったものの、鑑定自体は相対的にスピーディーであって良好と感じた。（原告・相手側）

・選任までに非常に時間を要した。（被告・双方申請）（5）

・鑑定書が提出されるまでに長時間を要したので、できる限り早期に提出されるようお願いしたい。（原告・双方申請）（3）

・①一件記録の丸投げ方式による鑑定では争いになっている前提事実を鑑定人が独自に認定をしようとするという弊害は避けられない。②鑑定結果を断定できない場合は、その旨を率直に述べる勇気が欲しい。③鑑定人の人選をもう少し早くして欲しい。（原告・双方申請）

・鑑定人から担当医に対して判断ミスの指摘などがあつたところ、鑑定人が担当医の同門の兄弟子であったことから、担当医が意見書の提出や証人になることを嫌がった。（原告・相手側）

・鑑定人質問が必要と考えた。（原告・申請側）

・鑑定人質問は近時やらない方向で訴訟指揮がされがちであるが、鑑定書に不明確な部分があるためにその点が新たな争点となりかねないような場合には、鑑定人質問を実施して、その点を明確にするようにすれば、不要な争点が作出されることを防ぐことができる場合もあると思う。（原告・相手側）

・申請者側には積極的な鑑定の意思はなかったにもかかわらず裁判所の示唆により鑑定申請したもので、鑑定の必要性には疑問を感じている。鑑定のために1年以上を空転した。（原告・相手側）

・余分な論争を増やさないためにも、鑑定事項は、端的に「不適切か否か」を聞くべきと考える。（被告・双方申請）

・本件は鑑定人が遠方であったため打合せが電話で行われたが、できれば1時間くらいの時間を取り、直接面談かテレビ会議で行って欲しかった。医療訴訟における鑑定の重要さを考えるとそのくらいの配慮が欲しい。（原告・相手側）

・争点の把握にもう少し時間を取る必要があると感じた。裁判所がもう少し積極的に争点整理に関与すべきと思う。（原告・申請側）

○鑑定人に対する意見

・鑑定人が中立的な姿勢を貫かれたことに好印象を持った。過去には、自らの判断を明確にせず結果として医療機関に片寄っていると思われる鑑定人も経験したが、本件では自らの知識・経験に基づいた判断を明確にされた点を高く評価する。（原告・相手側）

・鑑定の結論を導くに至る過程を検証できるように、症例報告や研究論文、文献等を鑑定書に添付してあった点は良心的であり、かつ、訴訟当事者が鑑定の結果を検討するに際して有益であり評価すべきであった。（原告・申請側）

・鑑定人はおそらく最先端の見識をお持ちと考えられた。（被告・相手側）

○医事関係訴訟委員会に対する意見等

・担当裁判所が最高裁と相談して鑑定人を見付けてくれなければ、本件は今も鑑定人を見付からず継続していたのではないかと感じている。（原告・申請側）

・当事者だけでは、意見書の作成や私的鑑定を依頼する医師の確保に何か月も費やしながら、双方の納得するものにたどり着かないのが現状。審理のスピードアップの意味でも今回のように鑑定を依頼できたことは良かったと思う。（被告・双方申請）

・鑑定人の選任に時間を要するのが残念であるが、鑑定書を提出する方式が採られていることにより、その場の雰囲気流されるおそれのない、一貫性のある医学的意見をいただけることを高く評価している。（被告・相手側）

・今後とも事例を重ねていって、訴訟に資する鑑定の充実に御尽力されるようお願いしたい。（被告・申請側）

・全国の候補者の中から選任いただける点で極めて公正が確保され、有益である。（被告・申請側）

・鑑定人の人選に時間がかかる点は、もう少し改善していただきたい。人選の公平性という点は、かなり担保されているとの印象を受けた。（原告・相手側）

・選任までに時間がかかり過ぎた。鑑定人候補者の更なる充実を希望する。（原告・申請側）

・本件では鑑定人の選任に問題がなかったが、鑑定人の推薦が学会においてどのような過程で行われたかが不明なことから、問題無しとしない場合がある。（被告・双方申請）

・客観的かつ冷静に意見を述べる鑑定人をどうしたら選べるか、その情報収集を上手くやる方法が必要と思う。（被告・双方申請）

・裁判所から推薦依頼をする際に、当該手術の経験数等を精査して決めるように要望することが必要と思う。（原告・申請側）

・鑑定人は、臨床経験が豊富で現在の医療内容を十分に把握している医師が望ましく、その意味では講師、助教授クラスが良いと感じた。また、一般的医療水準を考えると、大学病院のみではなく、民間病院の医師の推薦も検討すべきと考える。（被告・申請側）

・争点についての地域的な特性も踏まえ、鑑定人の候補者の選定をしていただきたい。臨床経験があることはもちろんだが、現在も第一線で活動されている方を選任していただきたい。（被告・申請側）

・医事関係訴訟委員会について、係属裁判所から説明は受けているが、もう少し詳細な仕組みの解説を得たいと思った。委員会と訴訟当事者とが直接にコンタクトを取ることができないか（例えば、「鑑定人は外科医よりも内科医が適切である。」など）。（原告・申請側）

・鑑定人を選任する場合には、鑑定人の専門分野（経歴）を明らかにして、当事者双方に鑑定人に対する意見を求めるべきである。医事関係訴訟委員会には、鑑定人を迅速に選任できるシステムを構築していただきたい。（被告・双方申請）

・鑑定人質問を制約する裁判所の姿勢を是正しない限り、法的見解を述べるような鑑定は姿を消さないし、本来拘束を受けるべきでない医療専門家の法的見解に事実上影響を受ける裁判例も少なくすることはできない。結局は訴訟手続を長期化させることにもつながる。そうした点について医事関係訴訟委員会において検証いただきたい。（原告・相手側）

○その他

・鑑定書については、関係者の了解を得て、かつ、訴訟当事者のプライバシーに配慮した上で公表されるべきである。鑑定について透明性を高め、質を向上させるために必要なことと考える。鑑定人候補者を選定いただき感謝している。（原告・相手側）

・医師が原告になった事件の難しさがよく分かった。医師の学会や研修の機会に、鑑定について法曹によりレクチャーする機会を設けて認識を持ってもらうとともに、鑑定の時期を可能な限り短縮できる方策があればと思う。（被告・申請側）

・鑑定書の結論が判決に直結している現状が鑑定人のなり手を少なくし、選任までに時間を要する現状を生んでいるのではないかと考える。鑑定人の選任に関して医療側の更なる協力が必要であることは勿論だが、結論的な判断を鑑定人に丸投げするような鑑定事項は避ける等工夫する必要があると思われる。（原告・双方申請）

・最高裁から推薦された産婦人科専門医に鑑定を委嘱し、さらに、その医師の推薦によって小児科専門医にも共同鑑定を委嘱した。難件においてこの共同鑑定は大変効果的だったと思う。（被告・相手側）

- ・①鑑定人を3人にしたのは良かった。②臨床医も鑑定人に採用されたい。(被告・双方申請)
- ・鑑定人が3人選任され、鑑定事項毎に鑑定人の意見の表明があったので、鑑定意見が片寄らず客観的で公平な結果が得られたと考えている。(原告・双方申請)
- ・鑑定人の負担は大きくなるが、複数鑑定人による鑑定は是非定着させて欲しい。(原告・双方申請)
- ・鑑定人を複数とする時の予納金の減額を検討して欲しい。(被告・申請側)